

委提第4号

新庁舎等の公共工事等に係る調査特別委員会の調査経費の追加に関する決議

会議規則第14条第2項の規定により、新庁舎等の公共工事等に係る調査特別委員会の調査経費の追加に関する決議を次のとおり提出する。

平成30年3月22日提出

提出者 新庁舎等の公共工事等に係る調査
特別委員長 工藤 日出夫

北本市議会議長 黒澤 健一様

新庁舎等の公共工事等に係る調査特別委員会の調査経費の追加に関する決議

新庁舎等の公共工事等に係る調査特別委員会において審査中の事件を引き続き調査するため、地方自治法第100条第11項の規定により、平成30年度の調査経費を下記のとおり定める。

記

1 調査経費

調査に要する経費は、平成30年度においては、10万円以内とする。

以上、決議する。

平成30年3月22日

北本市議会